

なりすまし 詐欺被害防止

# 電子紙しばい

解説書



## 目次

- 第1話 息子の電話と親心 ～オレオレ詐欺～……………P. 1
- 第2話 好奇心の代償 ～ワンクリック詐欺～……………P. 3
- 第3話 臨時収入にご用心 ～還付金詐欺～……………P. 5
- 第4話 警察は携札にあらす ～警察官が登場する劇場型詐欺～……………P. 7
- 第5話 名義貸しの罠 ～権利購入を持ちかける詐欺～……………P. 9
- 第6話 ニュータイプ、マイナンバー詐欺 ～マイナンバー詐欺～……………P. 11
- なりすまし詐欺被害にあわないために……………P. 13
- なりすまし詐欺チェック表……………P. 14

福島県消費生活センター

相談専用  
電話

024-521-0999

息子や孫を装い、「女性を妊娠させてしまった」「会社の金を使い込んだ」「バッグを落とした」などと話してお金をだまし取るオレオレ詐欺。子や孫を思う心につけ込む悪質な手口です。

## ●シーン1



〈ナレーション〉 テレビでは連日「なりすまし詐欺」のニュースが流れています。

**主婦：** どうして、なりすまし詐欺にひっかかるのかしら？  
不思議だわ。ありえないわ。

## ●シーン2



〈ナレーション〉 次の日、自宅で家事をしていた主婦のもとに、1本の電話がかかってきた。

**主婦：** 「はい。もしもし」

## ●シーン3



**息子を名乗る男：** 「あっ、もしもし。母さん？」

**主婦：** 「あら、どうしたの？そんなに慌てて？ちょっと声おかしくない？」

**息子を名乗る男：** 「そんなことより大変なんだ！」

**主婦：** 「どうしたの？」

**息子を名乗る男：** 「実は、付き合ってる子を妊娠させちゃって…」

**主婦：** 「なに考えてんの!? 結婚するの!？」

**息子を名乗る男：** 「いや…あの…」

**主婦：** 「一体どうするつもりなの!？」

**息子を名乗る男：** 「…相手のお父さんが暴力団関係らしくて…今日中に慰謝料を300万払えって…払わないと、俺…(泣)」

**主婦：** 「お金のことより、子供はどうするの!？」

**息子を名乗る男：** 「今はとにかく金を払えって…」

**主婦：** 「いったん300万払うしかないのね？」

**息子を名乗る男：** 「うん…とにかく相手に振り込まないと…」

**主婦：** 「…振り込み先を教えなさい…子供のこともちゃんと考えるのよ…」

**息子を名乗る男：** 「…うん…ありがとう…母さん…」



携帯電話やスマートフォン、パソコンのインターネットで、「無料」のサイトに登録したはずなのに後になって登録料や利用料を請求されたり、画像などをクリックしただけで有料サイトに登録され高額な料金を請求される悪質な手口です。

## ●シーン1



〈ナレーション〉男性がスマートフォンでいろいろなサイトを閲覧しています。

**男性**：「おわっ、変なところを押しちゃったぞ。動画サイトかな？無料って書いてあるな。見てみるか」

【年齢確認画面が表示される】

**男性**：「ええ～と、なにになに？『18歳以上ですか？』…『はい』を押して、っと」

## ●シーン2



**男性**：「え!?!何だ、この画面！『登録完了しましたので登録料10万円をお支払いください』だって？しかも期限は3日以内？まだ何も見てないのに何で？…おっ？下の方に何か書いてあるぞ…『間違っって登録した方はこちらに退会メールを送ってください』…10万円なんて払ってられないよ、すぐにメールしなくちゃ」

〈ナレーション〉メールを送ると、「退会処理できません。ID番号をお控えのうえ、電話をしてください」とメールが返ってきました。男性は慌てて、すぐに電話をかけました。

## ●シーン3



【電話をかける】

**二セ業者**：「はい、夜は〇〇動画事務局です」

**男性**：「すみません、実は間違っって登録しちゃって…」

【確認中】

**二セ業者**：「既に登録済みになっていますから、登録料10万円払っていただかないと退会できませんね～」

**男性**：「そんな…」

**二セ業者**：「本日中に払っていただけるなら、特別料金5万円で済みますよ」

**男性**：「5万円ですか…困ったなあ…」

**二セ業者**：「もし払っていただけない場合、こちらとしてもしかるべき対応を取らざるを得ませんね～。ご自宅と勤務先に伺い、それでも払っていただけない場合、法的手続きをとらざるを得ない、ということです」

**男性**：「わかりました、5万円支払います」

**二セ業者**：「ありがとうございます。それでは支払い方法を説明しますね。まずコンビニへ行って、プリペイド型電子マネーを購入してください。プリペイド型電子マネーというのは、インターネットショッピングやゲームの支払いに使う前払い式の電子マネーのことです。購入したら、カードに書いてある番号がわかるようにコピーをとって、コンビニからこちらにFAXを送ってください…」

●シーン4



〈ナレーション〉男性が支払いを終え、しょんぼりして帰って来ました。何気なく、スマートフォンから、ネットで「夜は〇〇動画事務局」と検索してみると…

●シーン5



**男性**：「ええ？違法サイトっていう書き込みがこんなにある！詐欺だったのか!?!」

●シーン6



**警察官**：無料だと思って閲覧しようとしたサイトから請求があると動揺してしまいますが、それこそが悪徳業者の思うつぼです。このようなケースは当事者間の合意がないので、契約が成立したとは言えません。慌てず、案内されるままの対応はしないようにしましょう。

### ワンクリック詐欺から身を守るための心得

- その1** 誤って登録した場合、それ以上の対応はせず無視すること。
- その2** 自分から請求先に連絡をとらないこと。
- その3** 請求先に氏名・住所・電話番号などの個人情報をもらさないこと。
- その4** 信頼できないサイトやアプリは利用しないこと。

**STOP!! なりすまし詐欺!!**

市町村等の自治体や、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費などの「還付金」があるなどと言ってスーパーやコンビニなどのATMに誘導し、お金を振り込ませようとする手口です。

## ●シーン1



〈ナレーション〉因知木市国民健康保険課の職員を名乗る男から電話がかかってきました。

**二セ職員**：「夜来礼田様のお宅でしょうか？」

**男性**：「はい、どちらさん？」

**二セ職員**：「因知木市国保年金課の欺田と申します」

**男性**：「何の用だい？」

**二セ職員**：「実は、3月に医療費の還付の通知を送ったのですが、手続き期限が6月末だったのに夜来礼田様から返信がなかったので、還付がでずに困っていたんですよ」

**男性**：「へえ～、還付があんのがい？うっかりしてて気が付かなくなったなあ。いくら戻ってくだい？どうせたいした金額じゃねえんだべ？」

**二セ職員**：「3万8千円戻ります」

## ●シーン2



**男性**：「おお、臨時収入だな。これからでも手続きできんだべか？」

**二セ職員**：「もちろんです！ただし、今日中に手続きをしなければ失効してしまうので、急いでいただきたいんですが…」

**男性**：「あれま！！そりゃあ大変だ。そんなら今から行んから。市役所さ行ったらいいんだべ？」

**二セ職員**：「いいえ、早く夜来礼田様へ還付したいので、銀行のキャッシュカードがあればATMから

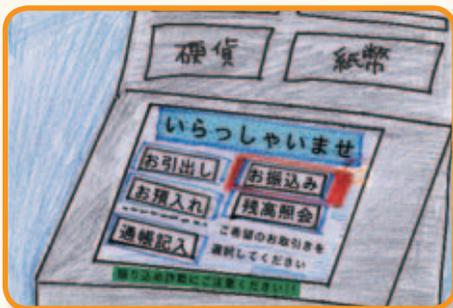
手続きができます。ただし、銀行のATMは対応していないので、コンビニかスーパーのATMでの操作となりますからご注意ください」

**男性**：「分かった。キャッシュカードは持ってっけど、機械はよく分かんねえがら、いつも銀行の窓口でやってもらってた。おれにできっかなあ…」

**二セ職員**：「携帯電話はお持ちですか？ATMの前に着いたら電話をもらえれば、操作方法をお教えますよ」

**男性**：「親切にありがどない。これから行ってみっから」

●シーン3



〈ナレーション〉「男性は、近くのスーパーのATMへ行き、職員へ電話をかけました」

ニセ職員：「夜来礼田様、それではまず『振込』ボタンを押してください」

男性：「はいよ」

〈ナレーション〉「男性は、職員から言われる通りに操作をし、明日中に還付しますと言われ、上機嫌で帰って来ました」

〈ナレーション〉「次の日、男性が入金を確認するために銀行の窓口へ行ったところ…」

行員：「これは夜来礼田様にお金が振り込まれるのではなくて、逆に夜来礼田様からお金を送金したことになっていますよ…」

●シーン4



男性：「うそだあ~~~~~!!」

●シーン5



警察官：市町村の職員を名乗り、「医療費の還付金の手続きをする」「税金の還付金がある」などと言ってATMに誘導し、お金を振り込ませようとする不審な電話が増加しています。

機械の操作に不慣れな高齢者を狙って、スーパーやコンビニなど銀行員の注意が行き届きにくい場所を指定し、「早く、早く」とせかして自分の口座から相手の口座にお金を振り込ませようとする手口です。

これを還付金詐欺といいます。

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

「お金が返ってくるので携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら、還付金詐欺ですので、話を聞かず、すぐに電話を切ってください。

### 還付金詐欺から身を守るための心得

- その1 「お金が返ってくる」という甘い言葉に惑わされないこと。
- その2 一人で判断せず、家族や警察、消費生活センターに相談を。
- その3 ATMを操作しながら携帯電話の使用は禁止！

**STOP!! なりすまし詐欺!!**

警察官、金融機関職員等になりすまし、暗証番号等を聞いたり、キャッシュカードをだまし取ったり、親族が起こした事件や事故に関する示談金などを名目に現金を預金口座に振り込ませる手口です。複数の登場人物が現れ、演劇のようにそれぞれの役を演じて消費者をだます手口を「劇場型詐欺」と言います。

## ●シーン1



〈ナレーション〉とある主婦が自宅に一人でいるところに、警察官を名乗る男から電話がかかってきました。

**ニセ警官**：「私は、<sup>の</sup>ダマシ野警察署刑事課の偽田と申しますが、夜来礼田さんのお宅でしょうか。」

**主婦**：「そうですけど…警察の方がうちに何か用ですか…」

**ニセ警官**：「落ち着いて聞いてください。実は、振り込め詐欺の犯人を逮捕したのですが、夜来礼田さんの口座が使われていたことがわかったんです。」

**主婦**：「えー!!」

**ニセ警官**：「それで早く手続きをしないと口座が凍結され、預金<sup>のおおせに</sup>が下ろせなくなってしまいますので、ご連絡を差し上げました。詳しい手続きは、銀行協会の大銭さんから電話をさせますね」

〈ナレーション〉その後しばらくして、銀行協会の大銭を名乗る男から電話がかかってきた。

## ●シーン2



**ニセ銀行協会大銭**：「銀行協会の大銭と申しますが、偽田刑事から事件のことを聞いてお電話さし上げました。銀行協会<sup>のおおせに</sup>で安全な口座を用意しますので、そちらにお金を預けていただければ心配ありませんよ。」

**主婦**：「よかったー。ありがとうございます。」

**ニセ銀行協会大銭**：「銀行員に怪しまれないように、今日中に全額引き出してください。預

金を引き出す際に理由を聞かれたら、家のリフォーム代金だと答えてください。」

**主婦**：「分かったわ。今すぐ銀行に行ってきます。」

〈ナレーション〉夜来礼田さんがお金を下ろし、家へ帰ると、再び銀行協会大銭から電話がかかってきた。

**ニセ銀行協会大銭**：「お金は下ろせましたか」

**主婦**：「はい。」

**ニセ銀行協会大銭**：「それでは、これから私の部下の金月<sup>かねづき</sup>を夜来礼田さんのお宅へ向かわせしますので、下ろした現金を渡してください。」

●シーン3



(チャイムの音)

主婦：「どちら様ですか」

ニセ銀行協会金月：「銀行協会の金月です。大銭から言いつかって参りました。」

主婦：「金月さんね。私の大事なお金だから、くれぐれもよろしくお願いします。」

〈ナレーション〉その後、何日経っても警察からも銀行協会からも連絡はなく…

●シーン4



主婦：「信用してお金を預けたのに！だまされたの!？」

〈ナレーション〉二度と現金が戻ってくることはありませんでした。

●シーン5



警察官：これは、警察官が登場する劇場型詐欺の例です。警察官を騙って「あなたの預金が詐欺グループに使われている」「銀行員が勝手にあなたの預金を引き出そうとしている」などと話す不審な電話が相次いでいますが、このような電話がかかってきた時は、相手の所属と氏名を聞き取って、一旦電話を切り、警察署の代表電話番号に電話をかけて確認するようにしましょう。

警察官へのなりすまし詐欺から身を守るための心得

- その1 顔の見えない相手の話を信用しないこと。
- その2 お金の入金・出金をせかす話は、詐欺だと疑うこと。
- その3 少しでも不審に感じたら家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。

**STOP!! なりすまし詐欺!!**

「入居したい人が多いが権利を購入できず困っている」「名義を貸してくれるだけでいい」「お金を払うので人助けだと思って代わりに申し込んで欲しい」などと言って、あたかも人助けになるかのように思わせて、消費者に老人ホーム入居権を購入させる、高齢者の親切心や同情心を巧みに悪用した手口です。

## ●シーン1



〈ナレーション〉一人暮らしの高齢の男性の家に電話がかかってきました。

**二セ業者A**：お宅に黄色のパフレットは届いていますか？

**男性**：届いてるよ、なんだい、これ？

**二セ業者A**：近日、老人ホームができる予定なのですが、入居の権利をほしい人がたくさんいるので代わりに買ってもらえませんか。

**男性**：代わりに、って言われても金ないし…

**二セ業者A**：あなたに迷惑はかけません。名義を貸してくれるだけでいいんです。それに、この入居権は福島県民であるあなたにしか買えないんです。

**男性**：そうはとってもな…

**二セ業者A**：人助けと思って、お願いできませんか。

**男性**：うーん、わかった。名義を貸すだけだぞ。

## ●シーン2



〈ナレーション〉後日、別の業者から電話がかかってきました。

**二セ業者B**：名義貸しは犯罪ですよ、このままでは罪に問われますよ。

**男性**：ええっ!!??

〈ナレーション〉男性はすっかりこわくなってしまい、違約金という名目で請求された500万円を、宅配便で業者Bに送ってしまいました。

●シーン3



〈ナレーション〉 その晩、男性がテレビを見ていたところ、「名義貸しで権利購入を持ちかける詐欺」のニュースが流れていました。

●シーン4



男性：詐欺だった…のか…グフッ！

●シーン5



警察官：これは、消費者の親切心や同情心をたくみに悪用した詐欺です。「代わりに申し込んで」、「名義を貸して」といった不審な電話がかかってきたら、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

**権利購入を持ちかける詐欺から身を守るための心得**

- その1 「あなただけが買える」という話は怪しいと思うこと。
- その2 名義貸しや代わりの申し込みを持ちかけられたら詐欺だと疑うこと。
- その3 業者とやりとりをしてしまっても、お金は絶対払わないこと。

**STOP!! なりすまし詐欺!!**

マイナンバー制度のスタートに便乗した「マイナンバー詐欺」が発生しています。「劇場型」「個人情報収集＝なりすまし詐欺事前調査」「便乗型」などが典型的な手口であり、今後被害が増加する可能性もあるので注意が必要です。

## ●シーン1



**警察官**：マイナンバー制度に便乗した不審な電話が増加しています。不安を煽って金銭を要求するなど、ほかのなりすまし詐欺と同様の手口が報告されています。

## ●シーン2



(事例1)

〈ナレーション〉一人暮らしの高齢の男性の家に電話がかかってきました。  
**ニセ業者A**：慈善団体への寄付に御協力いただきたくてお電話いたしました。寄付する先は社会の役に立つとても良い団体なのですが、上限額が1人あたり3万円までになっていて、私どもの枠は使ってしまいました。寄付のお金はこちらが出すのでご迷惑はおかけしません。寄付をするにはマイナンバーが必要なので、人助けだと思って、マイナンバーだけ貸していただけませんか。

**男性**：ふ～ん、わかった。

**ニセ業者A**：ありがとうございます!!

〈ナレーション〉電話を終えた翌日、別の業者から電話がかかってきました。

**ニセ業者B**：マイナンバーを人に貸すのは犯罪ですよ、このままでは罪に問われますよ。

**男性**：ええっ!!??

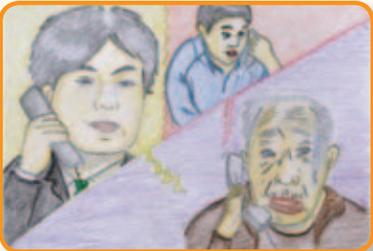
〈ナレーション〉男性はすっかりこわくなってしまい、この業者に請求された金額を払ってしまいました。

## ●シーン3



**警察官**：マイナンバーはむやみに人に教えるべきではありませんが、不正な提供依頼を受けて他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

## ●シーン4



(事例2)

〈ナレーション〉夜来礼田さんの自宅に、市役所の職員を名乗る者から電話がかかってきました。

**ニセ職員**：夜来礼田さんのマイナンバーが漏れていることを確認しました。詳しくは市の委託業者から連絡させますね。

〈ナレーション〉しばらくして、市の委託業者を名乗る者から電話がかかってきました。

**ニセ業者**：マイナンバーを変更する必要がありますが、システムへの登録料がかかります。後で市から補填されますので、一時的に立て替えていただけますか。

**男性**：しょうがないなあ。

●シーン5



**警察官**：公的機関からの電話が不審だと思ったら、自分から代表電話にかけ直して確認しましょう。なお、公的機関の職員が、預貯金の情報や家族構成などを聞いてきたら、詐欺かその予兆だと疑いましょう。

●シーン6



(事例3)

〈ナレーション〉有料サイトを利用したことがある男性の元に、国の認可企業を名乗る事業者から1通のメールが届きました。

**男性**：「なにに、『先日あなたが利用したサイトの料金が未納となっております。このまま未納が続きますと、職権によるマイナンバー閲覧により、あなたの住所、電話番号、資産状況を把握のうえ法的手続きを行います。』…だって。やべっ、すぐ払わないと!」

●シーン7



**警察官**：これは、不安をあおる手口としてマイナンバーを利用した架空請求詐欺です。マイナンバーは法律で利用範囲が定められており、民間事業者がこのような職権はありません。

●シーン8



**警察官**：これらは想定される手口の一部です。しかし、ほかのなりすまし詐欺と同様に、落ち着いて対応することが大事です。

**マイナンバー詐欺から身を守るための心得**

- その1** 電話で金銭の支払いを求められたら、詐欺かもしれないと疑うこと。
- その2** 不安になるような内容を伝えられたら、落ち着くために一度深呼吸したり、何か飲み物を飲んでみる。
- その3** 少しでも不審に感じたら家族や警察、消費生活センターに相談すること。

**STOP!! なりすまし詐欺!!**

# なりすまし詐欺の被害にあわないために…

## 番号表示サービス機能や留守番電話の活用

なりすまし詐欺は、ほとんどがウソの電話から始まります。番号表示サービス機能や留守番電話機能を利用して、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないようにしたり、必要に応じてかけ直すようにしましょう。

## 電話帳から削除

劇場型詐欺の被害者のほとんどが、個人名の電話帳（ハローページ）に自宅の固定電話番号を掲載しています。この場合、詐欺グループに狙われやすいため注意が必要です。

電話帳の削除依頼は『☎116（局番なし全国共通）』へお問い合わせください。

## 被害回復をうたう広告に注意

ワンクリック詐欺の被害回復をうたうインターネット広告がありますが、ほとんどの場合、被害回復はできず、手続費用として数万円要求されることがあります。

サイトの運営業者と「解約交渉」ができるのは弁護士や一部の司法書士のみですので、行政書士や探偵その他民間機関とは契約しないようにしましょう。

## なりすまし詐欺をゆるさない環境づくり

被害をなくすには、家族や社会がなりすまし詐欺をゆるさない環境づくりが大切です。家族やご近所とのコミュニケーションで、なりすまし詐欺についても話題にさせていただき、被害にあわないようお互いに注意を呼びかけあいましょう。

また、家族間の合言葉を決めておくことで被害防止につながります。犯人は、同級生名簿等を入手して、住所や電話番号、家族の名前を知っている可能性がありますので、学校名簿、会員名簿等に公開していない内容を合言葉にしましょう。

## ～ なりすまし詐欺チェック表 ～

- 息子や孫から携帯電話の番号が変わったと連絡があった。
- 息子や孫から「風邪を引いた」と電話連絡があった。
- 息子や孫から「バッグを落とした」「会社のお金を使い込んだ」「交際相手を妊娠させた」などの電話連絡があった。
- 息子や孫から電話でお金を要求された。
- 公的機関から「還付金がある」と言われた。
- 警察官から「振り込め詐欺にあなたの口座が使われていた」「金融機関が個人情報を横流ししていて、あなたの口座が危ない」と言われた。
- 警察官からキャッシュカードの暗証番号を聞かれた。
- メールや電話で有料サイトの料金未払い請求がきて「支払わないと法的手続きをとる」「自宅や職場に回収に行く」と言われた。
- 業者から「名義を貸して」「あなたの名前で買った」と言われた。
- 業者などから「マイナンバーを貸して」と言われた。
- 現金をレターパックや宅配便で送るよう言われた。

**一つでも該当すればなりすまし詐欺の疑いがあります。**

**家族や消費生活センター、警察に相談しましょう。**

**(→相談窓口裏表紙参照)**

## 消費生活相談

# 福島県消費生活センター

相談専用 **024-521-0999**

〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)  
FAX: 024-521-7982 E-mail: soudan\_keihatu@pref.fukushima.lg.jp

**受付** 月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日、祝日を除く)  
午前9時～午後6時30分まで (来所による相談は5時まで)

※お住まいの市町村役場の消費者行政担当課 (消費生活センター) にも相談ができます。

### 〈消費者ホットライン〉

※アナウンスに従って郵便番号を入力すると最寄りの相談窓口が案内されます。郵便番号が分からない場合は県の消費生活センターに接続されます。

い や や  
**188**

## 警察総合相談

# 福島県警察

# #9110

**受付** 月曜日～金曜日 (年末年始、祝日を除く)  
午前9時～午後5時まで

※お急ぎの相談は、最寄りの警察署に電話をおかけ下さい。

なりすまし詐欺は従来の手口である振込みだけでなく、手渡しや宅配便等で送付させるなどの手口が存在します。お金を要求する電話がかかってきたら詐欺と疑い、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。

◆ なりすまし詐欺被害防止電子紙しばい ◆  
福島県 HP で公開中 !!

福島県 消費者教育専用ページ

検索



うつくしま、ふくしま。  
福島県

編集・発行  
福島県生活環境部 消費生活課  
電話 024-521-7736 平成28年2月発行



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

R100  
古紙配合率100%再生紙を  
使用しています